

# 津山市債権管理条例の制定について

～パブリックコメント用参考資料～

## 1. 条例制定の趣旨

「債権管理」とは、債権の発生から消滅するまでの一連の事務手続きをいいます。主なものには、債権発生時に行う納入の通知や台帳の管理、滞納となった場合の督促や徴収の手续等があります。債権の適正な管理は、財政の健全化と市民負担の公平性の確保につながります。

津山市は、市の収入未済額の縮減を図るため、本年4月に債権管理室を設置し、債権管理の適正化を進めているところです。

今回、この適正化のひとつとして、債権の回収及び整理を計画的に推進するために必要な事項と統一的な債権管理のルールを定めた、「津山市債権管理条例」を制定するものです。

## 2. 対象債権

条例（案）は、津山市が保有する全ての金銭債権を対象とします。

## 3. 基本的な考え方

各債権に適用される法令等の規定に沿って、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行います。

また、債務者の納付資力を的確に判断し、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法に基づき厳格に対処します。

なお、あらゆる手段を尽くしても、なお回収不能な債権については、徴収の停止や債権放棄を行い、適正な債権管理を行います。

## 4. 条例(案)の概要

### (1) 目的

債権管理の統一的な処理基準を定め、公正で公平な市民負担を確保します。あわせて、一層の債権管理を図り、健全な行財政運営を行います。

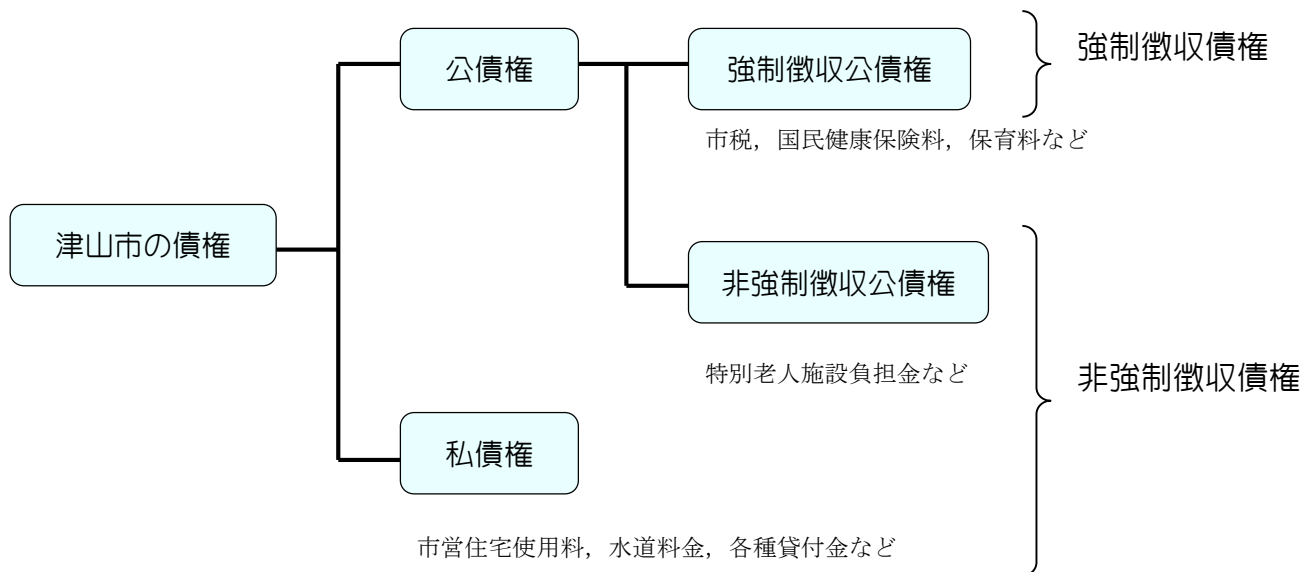
#### 【解説】

市の債権の管理について、債権の発生から消滅に至るまでの事務手続きに必要な事項を統一的に定めることで、公正かつ公平な市民負担を確保します。あわせて、より一層適正な管理を行うことで、健全な財政運営に資することを目的とします。

### (2) 債権の分類

市の債権には、市税及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収債権」と、それ以外の「非強制徴収債権」とがあります。

#### 【解説】



### (3) 督促

市の債権について、納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定して督促します。

#### 【解説】

督促とは、債務者が納期限を過ぎてもその債務の納付をしない場合に、期限を指定してその納付を催促する行為をいいます。

督促は、滞納者への対応の第一歩であり、その後の手続きに進むための重要な行為であるため、書面によって行います。

#### (4) 滞納処分, 強制執行等

督促をした後, 相当の期間が経過しても納付されないときには, 法令に基づき, 滞納処分, 強制執行の措置を行います。

##### 【解説】

督促をした後, 相当の期間が経過しても納付されない場合には, 差押え等の滞納処分や強制執行等の法的措置を行います。

#### (5) 履行期限の繰上げ, 債権の申出等

納期限を繰り上げる理由が生じた時は, 債務者にその旨の通知を行います。また, 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けた場合には, 市が配当の要求等を行います。

##### 【解説】

債務者が, 破産手続開始の決定を受けた場合などに, 納期限が到来していない債権の納期限を繰上げて, 債務者に請求します。

また, 配当の要求のため裁判所などに債権の申出を行います。

#### (6) 徴収停止, 履行延期の特約等

非強制徴収債権について, 納期限後相当の期間を経過しても完全に納付されないものについて, 債務者の実態等を分析し, それ以降の保全や取立てをしないことができます。

また, 債務者が無資力等により期限までに納付できない場合には, 納期限を延長することができます。

##### 【解説】

債務者の所在が不明で, 財産がない場合などに, 徴収の手続を停止し, 取立てをしないことができます。

また, 債務者が無資力等で, 債務を一度に納付することが困難な場合には, 納期限を延長することができます。

#### (7) 免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期等をした債権について, 当初の履行期限から十年を経過した後において, なお, 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり, かつ, 弁済することができる見込みがないと認められるときは, 当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができます。

##### 【解説】

上記(6)により履行延期の特約又は処分をした債権について, 当初の履行期限から10年を経過した後において, なお, 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり, かつ, 弁済の見込みがない

と認められるときは、当該債権等を免除することができます。

#### (8) 債権の放棄

適正な債権管理を行うため、次の事由に該当する場合には、非強制徴収債権を放棄できるものとしてとします。

- ア 破産法等の規定により債務者が市の債権について免責されたとき。
- イ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、市に弁済がないと見込まれるとき。
- ウ 強制執行等の措置をとってもなお完全に回収できず、債務者が無資力で資力の回復が困難なとき
- エ 徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過しても履行される見込みがないとき。
- オ 消滅時効について時効期間が経過したとき。
- カ 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難なとき。

#### 【解説】

債権は全額回収することが原則ですが、あらゆる手段を尽くしても、なお回収の見込みがない債権については、適正な管理を妨げる要因となるため、事実上徴収が不可能な債権として放棄できるものとしてとします。

## 5. 今後のスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

その後、平成29年9月議会に条例（案）を上程し、その議決を経て、平成29年10月1日から施行する予定です。